

**新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に  
関する研究会 報告書（案）の概要について**

---

令和 5 年 1 2 月 7 日（木）

総務省自治行政局行政課

# 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会について

## 開催趣旨

これからの社会経済情勢の変化に地方公共団体が即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」を開催する。

## 構成員

座長 高橋 滋	法政大学法学部教授		
石川 恵子	日本大学経済学部産業経営学科教授	木村 琢磨	千葉大学大学院社会科学研究院教授
大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院教授 (第9回~)	小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
片桐 直人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授	建部 雅	成蹊大学法学部教授
		山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授 (~第8回)

## 開催状況

【令和3年~4年】

第1回~第8回 公金の収入・支出手続の見直し (私人委託制度等)

第9回 (11/22) 調達関連手続の現状と課題①

【令和5年】

第10回 (3/29) 調達関連手続の現状と課題② (経済団体ヒアリング)

第11回 (5/11) 調達関連手続の現状と課題③ (ベンダー事業者ヒアリング)

第12回 (9/14) 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る今後の議論に向けた論点整理

第13回 (10/17) 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた論点と考え方

第14回 (11/1) 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性 (報告書試案)

第15回 (11/30) 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性 (報告書案)

## 入札参加資格審査手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

### (1) 申請様式・項目及び必要書類

- 総務省においては、令和3年に、入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめており、今後、地方公共団体において活用されることが期待されるが、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、事業者の申請のワンズオンリー化を実現するための環境整備に資するために、申請項目等の共通化については、さらに踏み込んだ取組を行う必要。
- 申請項目等の共通化の方法として、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができることとすることが考えられる。
  - i 全地方公共団体共通の申請項目等
  - ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等
  - iii 地方公共団体独自の申請項目等

### (2) 申請方法

- 入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等の申請方法については、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることとすることが考えられる。
- 地方公共団体に対して、入札参加資格審査申請を調達関連システムや電子メール等で受け付けられるようにする等の取組を促すこととする必要。このためには、署名及び押印を不要とする取組が前提。
- 複数の地方公共団体に対して当該申請を行う事業者の事務負担の軽減や利便性の向上を図る観点からは、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることが適当。広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が入札参加資格審査を受け付けられるようにすることについて検討する必要。

## 地方公共団体共通のシステムの整備等

### （システムの整備）

- 広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続についてデジタル技術を活用した方法により行えるようにする方法としては、以下のものが考えられる。
  - ① 都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること
  - ② 国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること
  - ③ 全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備すること
- ①は、既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用。②及び③と比べて、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能となり、共通化される範囲が広がる。全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の申請等を行う必要はなくなるが、都道府県ごとに手続を行う必要がなお残るという課題。
- ②及び③は、全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、申請等を単一のシステムを通じて行うことができることとなる。他方、各地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々であるほか、全地方公共団体を対象として合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲をどこまで広げることができるかという論点。
- また、地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法や、接続方法、セキュリティの確保などの技術的な事項、システムの整備・運用の主体や人的体制・経費負担、入札参加資格審査申請の共通項目等の事前の形式審査を行う場合の体制・方法、地方公共団体の意見を反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかなどについても検討する必要。
- ①から③について、課題や検討事項等を踏まえて、その実現可能性やこれらの方法を組み合わせることも含め、今後、具体的な検討が必要。

### （共通化する方法）

- 共通化する方法については、以下が考えられる。
  - ・ 共通化する様式・項目等や申請方法を国の法令において統一的に規定する、又は標準として規定すること
  - ・ 地方自治法に基づく技術的な助言を行うこと（例えば、共通化すべき様式・項目等や申請方法等の例を取りまとめた事務処理マニュアルや要領等を作成）
- ※ 国の法令や技術的な助言で詳細を定めなくとも、地方公共団体共通のシステムの導入が進むことで、項目や申請方法等が事実上共通化されることも考えられる。
- 共通化の前提として、調達関連手続を処理する地方公共団体との合意形成を図る必要。このため、共通化する方法については、調達関連手続のデジタル化の進め方についての検討状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていく必要。

## 今後の取組の進め方

### 1 具体化に向けた取組の進め方

- 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性については、実際に調達関連事務を処理している地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めていく必要。
- 総務省において、まず、同省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、共通化する具体的な様式・項目や申請方法等※<sup>1</sup>やデジタル化の方法※<sup>2</sup>について検討。その上で取組の具体化に向けたスケジュール等を策定。
  - ※<sup>1</sup> 各団体の様式・項目や申請方法等の現状調査、共通化すべき様式・項目等の精査、試案作成、試案についての地方公共団体・事業者の意見聴取等を行い検討
  - ※<sup>2</sup> 報告書において示した課題や検討事項等を踏まえ、実務的・技術的な観点から、地方公共団体や事業者の意見聴取等を行いながら検討。  
なお、全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備することについては、技術的な観点から、関係機関等とも連携して具体的な検討を進めていく必要。
- そして、このスケジュールに基づき、ワーキングチームにおいて検討した様式・項目や申請方法等の地方公共団体における活用を進めるとともに、手続のデジタル化に向けた具体の取組を進めていくことが考えられる。

### 2 地方公共団体における取組の意義の周知

- 調達関連手続の共通化・デジタル化については、短期的・長期的にみてメリットがある。
  - ※ 短期的なメリット：手続を共通化し、地方公共団体共通の調達関連システム等を活用する場合と地方公共団体が自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、前者の方がコストを抑えることができる。調達関連システムの整備が進んでいない地方公共団体においても一連の手続をパッケージでシステム対応することができる。特に小規模な地方公共団体において、自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減する等
  - ※ 長期的なメリット：事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減など最適な事業者の選定に寄与する。（これは、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとする地方自治運営の基本原則からも当然に要請）
- 共通化・デジタル化を進めていくに当たっては、総務省において、メリットや必要性が地方公共団体に認識されるよう周知していくことが重要。
- その際、この共通化・デジタル化については、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとって、その事務負担の軽減や利便性の向上に資するものであることから、このような事業者が参加する経済団体の協力も得ながら、地方公共団体にそのメリットや必要性を説明していくことが重要。また、ベンダー事業者の協力も得ることも重要。